



## 安保法案廃案意見書, 9月14日東川町議会で採択

本日、東川町議会定例会で、当会を含む3団体が陳情した、『安保関連法案の廃案を求める意見書』(内閣総理大臣他宛)が採択されました。

この意見書(下記に掲載)は、直ちに、内閣総理大臣他へ提出されます。

多くの反対の声を無視して、ぜひひでも今国会内に成立させようとする政府・与党の動きをストップさせるためには、できることはなんでもやろう、国会に国民の声が反映されないならば、町民に一番近い町議会から始めてみようということで、陳情書を8月24日に議会に提出しました。

今年の選挙で始めて選出された、堀井義鋪議員に紹介議員になっていただきました。

昨年同じ時期に町議会に提出した、『集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書』が否決されたことを思い起こすと、この間の反対運動の高まり、世論の推移、今年2月の選挙による東川町議会自体の刷新などがもたらした結果ではないかと思われまます。

一方、法案は17日に参議院で強行採決されるのではと危惧されています。引き続き、声を上げていきましょう。

**議会傍聴報告は裏に掲載。ぜひお読みください**

### 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書

安倍政権が今国会で成立させようとしている集団的自衛権の行使を可能にするための「安全保障関連法案」は、他国軍隊の軍事行動に自衛隊が参加することを可能にする法案であり、戦後70年間、憲法第9条に基づき、専守防衛、平和国家として歩んできた日本のありようを大きく覆すものです。

「限定的」集団的自衛権の行使とされながらも、法案の文言の曖昧さを鑑みると、「なんでもできる自衛隊」を想像するのは難しいことではありません。しかも、必要とあれば自衛隊を世界中に派遣することも可能です。

また、この法案については、多くの憲法学者が違憲であるとの判断を表明しており、違憲の法案を成立させることは立憲主義に相反し、立憲国家としてあるまじきことです。

先の大戦では多くの尊い命が失われました。その悲惨な体験から、国民は平和を希求してきました。憲法第9条のもとでの戦後70年間の平和は、その

意識に支えられたものです。

「戦争をしない国」として積み重ねられてきた歩みを、短絡的にないがしろにすることは許されることではありません。

よって、次の事項について強く要望します。

#### 記

1. 安全保障関連法案を廃案にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年9月14日

衆議院議長・参議院議長  
内閣総理大臣・外務大臣  
防衛大臣

様

東川町議会議長 高橋昭典

## 安保法案、17日にも参議院で採決か? 「強行採決は許さない」、抗議の声をファクス/メールしよう。

◆ 鴻池祥肇・平和安全法制特別委員会委員長(自民党・兵庫)

(FAX) 03-3502-7009 (ご意見フォーム) <https://s360.jp/form/31244-1010/>

◆ 山口那津男・公明党代表(東京)

(FAX) 03-6551-0806 (ご意見フォーム) <https://www.n-yamaguchi.gr.jp/contact/>

◆ 山崎正昭・参議院議長(自民党・福井)

(FAX) 03-6551-1201 (ご意見フォーム) <http://www.m-yamazaki.com/reference.html>